

① 新幹線鉄道大規模改修準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

別表十二(六) 平二十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

大規模改修を実施する新幹線鉄道の名称		1		期首新幹線鉄道大規模改修準備金の金額 13 翌当期 10年間均等益金算入額等の計算 最後の適用事業年度の翌期首新幹線鉄道大規模改修準備金の金額 14 10年間均等益金算入額等 $(14) \times \frac{\text{120月又は承認積立計画に係る工事予定期間の月数}}{120}$ 15 越入 同上以外の場合による益金算入額 16 額 計 $(15) + (16)$ 17 の 当期積立額のうち損金算入額 $(5) - (8)$ 18 計 差引新幹線鉄道大規模改修準備金の金額 $(13) - (17) + (18)$ 19 算 累積限度超過額 (11) 20 期末新幹線鉄道大規模改修準備金の金額 $(19) - (20)$ 21 貸借対照表に計上されている新幹線鉄道大規模改修準備金 22 差引 $(22) - (21)$ 23 当期 貸借対照表の取崩不足額 $(17) - ((5) - ((22) - \text{前期の}(22)))$ 24 分 当期に生じた差額の合計額 $(12) + (24)$ 25 前前期分 前期末における差額 $(\text{前期の}(23))$ 26	円
引当金積立計画の承認年月日		2	平 . .		
承認積立計画に記載された引当金の積立期間		3	平 . . 平 . .		
同上の積立期間の月数		4	月		
当期積立額		5	円		
積立限度額の計算	累積限度額 $(\text{全国新幹線鉄道整備法第16条第1項第2号に規定する新幹線鉄道大規模改修引当金の総額})$	6			
	積立限度額 $(6) \times \frac{\text{}}{(4)}$	7			
積立限度超過額 $(5) - (7)$		8			
累積限度超過額の計算	差引新幹線鉄道大規模改修準備金の金額 (19)	9			
	累積限度額 (6)	10			
	累積限度超過額 $(9) - (10)$	11			
限度超過額合計 $(8) + (11)$		12			

別表十二（六）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告書を提出する法人で全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第71号）第16条第1項に規定する指定所有営業主体（以下「指定所有営業主体」といいます。）であるものが、措置法第56条《新幹線鉄道大規模改修準備金》の規定の適用を受ける場合又は連結法人で指定所有営業主体であるものが同法第68条の48《新幹線鉄道大規模改修準備金》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

2 「積立限度額

(6) × $\frac{7}{(4)}$ の分子の空欄には、積立

期間に含まれる当該事業年度の月数又は当該連結事業

年度の月数を記載します。

3 「期首新幹線鉄道大規模改修準備金の金額 13」には、当期首現在の税務計算上の新幹線鉄道大規模改修準備金の金額を記載します。

4 「10年間均等益金算入額等

(14) × $\frac{15}{120\text{月又は承認積立計画に係る工事予定期間の月数}}$ は、次によ

り記載します。

(1) 承認積立計画に係る工事予定期間の月数が120月未満である場合には「120月又は」を消し、当該月数が120月以上である場合には「又は承認積立計画に係る工事予定期間の月数」を消します。

(2) 分子の空欄に、当該事業年度の月数又は当該連結事業年度の月数を記載します。